

【主な変更点】

■ 第9条「機密保持義務及び機密情報の取扱い」修正

旧	新
第9条（機密保持義務及び機密情報の取扱い） 1. 受領者は、本規約に別段の定めがある場合を除き、前条第1項に定める目的においてのみ機密情報を利用できるものとします。 2. 受領者は、前条第1項に定める目的の範囲で、機密情報を NTT 西日本グループ各社に対して提供することがあります。 3. 受領者は、事前の書面（電磁的記録による場合を含む）による開示者の承諾を得ることなく機密情報を、前項を除く第三者に対して、開示又は漏洩しないものとします。ただし、法令の定めや法令に基づく官公庁の権限の行使により機密情報の開示を行う必要が生じた場合、受領者は必要最小限の範囲で開示することができます。その場合受領者は、開示前又は開示後速やかに開示者にその旨を通知するものとし、機密情報の秘密が保持されるよう合理的な努力をするものとします。 4. 受領者は、本条に定める機密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって機密情報を管理するものとします。 5. 受領者は、機密情報について、当該機密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員（以下、本項において、従業員等）のみに開示するものとし、従業員等に対して本規約に基づき課された機密保持義務と同等の義務を課すものとし、従業員等の機密情報の取扱いに責任を持つものとします。 6. 受領者は、従業員等が退職した後も本規約に基づき課された機密保持義務と同等の義務を課するものとします。 7. 受領者は、第3項に基づき事前の書面による承諾を得たうえで第三者に開示する場合、当該第三者に対して本規約に基づき課された秘密保持義務と同等の義務を課すものとし、当該第三者による機密情報の取扱いに責任を持つものとします。 8. 受領者は、開示者の事前の書面の承諾を得る	第9条（機密保持義務及び機密情報の取扱い） 1. 受領者は、本規約に別段の定めがある場合を除き、前条第1項に定める目的においてのみ機密情報を利用できるものとします。 2. 受領者は、事前の書面（電磁的記録による場合を含む）による開示者の承諾を得ることなく機密情報を、前項を除く第三者に対して、開示又は漏洩しないものとします。ただし、法令の定めや法令に基づく官公庁の権限の行使により機密情報の開示を行う必要が生じた場合、受領者は必要最小限の範囲で開示することができます。その場合受領者は、開示前又は開示後速やかに開示者にその旨を通知するものとし、機密情報の秘密が保持されるよう合理的な努力をするものとします。 3. 受領者は、本条に定める機密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって機密情報を管理するものとします。 4. 受領者は、機密情報について、前条第1項に定める目的の範囲で、当該機密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員（以下、本項において、従業員等）、NTT 西日本グループ各社ならびに運営事務局と機密保持契約を締結した外部パートナー企業（以下、外部パートナー）に開示するものとし、従業員等に対して本規約に基づき課された機密保持義務と同等の義務を課すものとし、従業員等の機密情報の取扱いに責任を持つものとします。 5. 受領者は、従業員等が退職した後も本規約に基づき課された機密保持義務と同等の義務を課するものとします。 6. 受領者は、第3項に基づき事前の書面による承諾を得たうえで第三者に開示する場合、当該第三者に対して本規約に基づき課された秘密保持義務と同等の義務を課すものとし、当該第三者による機密情報の取扱いに責任を持つものとします。 7. 受領者は、開示者の事前の書面の承諾を得る

ことなく機密情報を複製しないものとし ます。本項に基づき機密情報を複製した場合は、 当該機密情報に付された著作権表示及びその 他の表示を当該複製物に付するものとしま す。 9. 受領者は、本件検討が終了した場合又は開示 者より要求があった場合、開示者の指示に基 づき、機密情報及びその複製物を直ちに返還 又は破棄することとします。 10. 前各項は本検討終了後1年間は有効に存続す るものとします。	ことなく機密情報を複製しないものとし ます。本項に基づき機密情報を複製した場合は、 当該機密情報に付された著作権表示及びその 他の表示を当該複製物に付するものとしま す。 8. 受領者は、本件検討が終了した場合又は開示 者より要求があった場合、開示者の指示に基 づき、機密情報及びその複製物を直ちに返還 又は破棄することとします。 9. 前各項は本検討終了後1年間は有効に存続す るものとします。
--	---